地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施 したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いた します。

平成23年10月25日

栃木市監査委員 板 倉 安 秀

栃木市監査委員 大 武 真 一

記

- 1. 監査の実施日 平成23年10月5日
- 2. 監査の対象
 - (1) 公の施設 栃木市大平図書館
 - (2) 指定管理者 株式会社 図書館流通センター
- 3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。

4. 監査の結果

施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。

以下、次のとおりである。

(1)事業の状況及び効果について

指定管理者である株式会社図書館流通センターは、書籍の分類・整理・加工・販売、書籍の情報収集及び情報検索等可読データの作成等図書館に関する管理運営業務や図書館の設計・運営管理及びシステムに関するコンサルタント業務等の事業を営むことを目的とした団体である。(昭和54年設立)

市からの委託料は栃木市大平図書館において、施設・設備・物品等に関する管理業務、資料の選定・分類保存・提供に関する貸出業務、読書の奨励及びボランティアの育成支援に関する業務を担っており、図書館運営における地域住民等に対するサービスの向上を目的に交付されるものである。

当施設においては、児童書・一般書・参考図書等の基本的図書資料を計画的に収集し、図書館資料の充実を図っている。平成22年度においては、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇、ミニコンサート等の開催、季節の本・ものしり博士の本だな・作家の追悼展示等、様々な企画展示が実施された。また、身体障がい者、高齢者、妊婦、育児中で図書館に出向くことが出来ない方を対象に宅配サービスを実施しており、好評を得ている。そのほか、利用者への各種案内チラシの配布やホームページへの掲載等を行い、利用者の増加に努めており、当団体が担う役割は、大きなものと考えられる。

(2)会計経理について

市からの委託料 53,500,000 円は、人件費、事務経費、各種委託に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

また、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、支出額の減額による決算額の調整が行われ、収支差額が0となっていたこと、請求書に請求日がないものが見受けられたことについては監査委員より口頭で指導した。

(3) 指摘要望について

情報化社会が進展していく中、市民の情報を得る場として、図書館への期待と要望はますます高まっていくと考えられる。幼少期から、図書館に親しみ、良い図書に出会い、良い情報を得られるような環境づくりを提供し、青少年の育成に努めるとともに、生涯学習の場としての役割も果たし、市民がより良いサービスを受けられるよう行政と指定管理者の連携を図りながら、指定管理者の導入の目的に沿った成果を上げられることを要望する。

(参考) 監査対象となった施設の概要

- (1)名 称 栃木市大平図書館(2)所在地 栃木市大平町蔵井2026番地6号
- (3) 施設概要
 - ·建物延床面積 1880.00 m²
 - 書架棚総延長 4.40 km
 - ・図書収容能力 13.0 万冊
 - ・建物構造 鉄筋・鉄骨コンクリート 2階建
 - ・設備の内容

階	数	室名
1	階	児童開架室
		一般開架室
		新聞・雑誌コーナー
		視聴覚コーナー
		事務室
2	階	調査研究学習室
		視聴覚室
		会議室